

富山県赤坂会館の利活用に係る  
公募型プロポーザル募集要項

令和7年8月  
一般財団法人富山会館

1. 公募型プロポーザルの趣旨等 .....	- 1 -
1.1 趣 旨 .....	- 1 -
1.2 想定する提案内容 .....	- 1 -
1.3 事務局（担当窓口） .....	- 1 -
2. 本物件に関する事項 .....	- 2 -
2.1. 概 要 .....	- 2 -
3. プロポーザルの提案に関する条件 .....	- 4 -
3.1 提案方法 .....	- 4 -
3.2. その他の配慮事項 .....	- 6 -
4. 事業者提案の公募に関する事項 .....	- 8 -
4.1. 公募方式 .....	- 8 -
4.2. 応募資格に関する事項 .....	- 8 -
4.3.1 公募スケジュール .....	- 9 -
4.3.2 契約候補者決定後のスケジュール（予定） .....	- 9 -
4.4. 本公募要項の配布 .....	- 9 -
4.5. 現地説明会の開催 .....	- 10 -
4.6. 公募に関する質問及び回答 .....	- 10 -
4.7. 本公募要項の修正又は内容の追加 .....	- 11 -
4.8. 応募申込書の提出 .....	- 11 -
4.9. 提案書類の提出 .....	- 12 -
4.10. その他 .....	- 13 -
5. 契約候補者の決定等に関する事項 .....	- 14 -
5.1. 選定委員会の設置 .....	- 14 -

5. 2. 選定委員会の運営 .....	- 14 -
5. 3. 資格の喪失 .....	- 15 -
5. 4. 審査方法 .....	- 15 -
5. 5. 審査結果の通知 .....	- 16 -
5. 6. 契約候補者の公表 .....	- 16 -
6. 賃貸借契約に関する事項 .....	- 17 -
6. 1. 契約の締結 .....	- 17 -
6. 2. 賃貸借契約に関する特記事項 .....	- 17 -
7. その他 .....	- 18 -
7. 1. その他注意事項 .....	- 18 -
7. 2. 様式集 .....	- 18 -
7. 3. 参考資料 ※応募者のみにお渡しします。 .....	- 18 -

## 1. 公募型プロポーザルの趣旨等

### 1.1 趣 旨

東京都港区赤坂に位置する富山県赤坂会館は、昭和48年4月に県職員など本県関係者の宿泊施設として開館した県の施設で、耐震補強や機能の充実も行いながら、宿泊部門は東京都内における割安な宿泊施設として、また宴会部門は富山の旬の食材を使った料理を提供し、富山の食の魅力をPRする場などとしての役割を担ってきましたが、新型コロナウイルスの蔓延と周辺一帯での再開発の計画の影響により、令和3年9月に営業を終了しました。

本物件の営業終了後は、他官公庁へ建物を貸し付けたり、民間事業者へ携帯電話基地局や駐車場として建物や敷地を貸し付けたりしています。

このたび、サウンディング調査の結果を踏まえ、再開発による建物引き渡しまでの期間について、富山県（以下「県」という。）から一般財団法人富山会館（以下「財団」という。）が受託し、民間事業者等から創意工夫ある意欲的な提案（プロポーザル）を公募し、応募のあった事業を総合的に評価した上で最も優れた提案を行った事業者を選定するものです。

### 1.2 想定する提案内容

本物件は周辺にカナダ大使館や高橋是清記念公園があり、都心にありながら緑豊かな閑静な場所にあり、建物は元々宿泊施設であったことからホテルや宿舎などの活用を想定しています。

#### <想定する施設の例>

- ・ 宿泊施設
- ・ 居住施設
- ・ オフィス
- ・ 宿泊施設付きワーキングスペース
- ・ コリビング など

### 1.3 事務局（担当窓口）

一般財団法人 富山会館（富山県経営管理部首都圏本部内）

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館13階

T E L : 03-5212-9030

E-mail : toyamakan3@toyamakan.or.jp

## 2. 本物件に関する事項

### 2.1. 概要

#### (1) 位置図、航空写真

##### 位置図



##### 航空写真



## (2) 本物件の概要

所在		東京都港区赤坂7丁目5-51
建物	主たる用途	住宅、宿舎
	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
	階数	地上7階 地下1階
	建築時期	昭和48年6月14日
	敷地面積	1,387.031 m <sup>2</sup>
	建築面積	700.950 m <sup>2</sup>
	延べ面積	3,099.720 m <sup>2</sup>
	客室定員	109名
	部屋数	61室

※その他、工作物、立木等を含みます。

※詳細については、各階平面図を参照してください。【参考資料1】

※上記土地面積は、県の帳簿上の面積です。また、この敷地内にある法定外公共物の取扱いについては、提案後に、県及び財団と事業者の間で協議を行うこととします。

※本物件敷地内にあるモニュメント等の取扱いについては、提案後に、県及び財団と事業者の間で協議を行うこととします。

## (3) 耐震化の状況

本物件の躯体については、平成8年に耐震化済みです。

## (4) 施設の現状

- ・空調用冷温水館内循環用モーター稼働しているがエラー信号が検出されている状況
- ・排水管破損（疑い）による浸水  
R4.2月より浸水し、ビニールシート等を利用した応急処置対応
- ・非常用電源としていた自家発電設備の基盤故障  
財団が設備を入れ替える等の方法で対応の予定

## (5) 維持管理状況

### ①光熱水費

宿泊施設として、コロナ禍前に通年で営業していた令和元年度の本物件における光熱水費は、下記のとおりです。

	令和元年度	
電 気	339,503kwh	6,442 千円
水 道	48,270m <sup>3</sup>	4,230 千円
ガ ス	5,926m <sup>3</sup>	3,741 千円

### ②設備等に係る維持管理

令和6年度の建物設備等の維持管理状況は、下記のとおりです。なお、既設の設備等を使用する場合は、必要な調査・点検などを行った上で使用してください。また、それらの調査・点検及び必要となる改修などに伴う費用は、すべて事業者の負担とします。

	設備等
上水道	公共上水道
下水道	公共下水道
ガス	都市ガス
電気	機械警備・消防設備・ 高圧受電設備あり
地下タンク (A 重油)	ボイラー設備用 (3k1)

## 3. プロポーザルの提案に関する条件

### 3.1 提案方法

賃貸借契約によります。

#### (1) 提案条件

##### ア 概要

- ・契約は周辺一帯での赤坂七丁目5番北地区再開発による建物明渡しまでを限度とします。
- ・契約期間は5年間としますが、再開発の進捗状況により契約期間が短縮された場合は、その期間に応じて、月割りで賃貸料を免除します。
- ・再開発が遅延し、契約期間満了後も当分の間明渡し見込みがない場合、1年を単位とし再契約する可能性があります。
- ・本物件の引渡し日については、県及び財団と事業者が協議の上決定します。
- ・本物件は、現状有姿のまま事業者を引き渡します。定着物その他引き渡し時に存する一切の動産等の撤去・廃棄等が必要な場合は、県及び財団の承諾を得て

ください。

- ・ 1、2階の一部に東京富山県人会連合会（以下、「県人会」という。）事務局が入居しています。移転が必要な場合は、建物内における県人会事務局の場所についてもご提案ください。
- ・ 定期賃貸借契約期間は、施設等の活用に必要な改修等に要する期間を含むものとします。

#### <条 件>

- ・ 事業者は、賃貸借契約期間中、以下の各項目を遵守のうえ、提案事業に基づく事業計画を履行してください。
- ・ 提案事業は、引渡し日から速やかに準備に着手し、令和8年3月末までに必要な改修をした後、提案事業の用途による使用を開始しなければなりません。なお、建築物の改築・増築又は用途変更を行う場合は、関係法令等への適合が必要となります。
- ・ 事業者は財団の承諾を得ないで、本物件を第三者への転貸又は事業者が建設した建物その他の工作物に賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を設定することはできません。なお、財団の承諾を得た場合は、財団との協議事項や合意事項を第三者に継承しなければなりません。

#### イ 提案価格

提案者が見込む土地・建物貸付料の合計額（円/年）を提案価格としてご提示ください。（貸付料には前面駐車場5台分を含みます。駐車場が不要である場合はその旨お知らせください。また、物件屋上の携帯電話用基地局は、引き続き財団で管理します。）

なお、5.4における審査で使用する提案基準価格は、下記のとおりです。

**提案基準価格：金44,314,061円/年（消費税及び地方消費税相当額を含む）**

#### ○提案基準価格の内訳

土地貸付料算定額 10,568,884円/年

建物貸付料算定額 33,745,177円/年（消費税及び地方消費税相当額を含む）

#### ウ 留意事項

- ・ 提案価格が提案基準価格を下回る場合、審査の対象としません。

#### (2) 提案におけるその他留意事項

##### ア 調査機会の付与について

提案に際し各種調査が必要な場合は、県、財団と協議の上、一定の期間を設けて許可する場合があります。なお、調査費用については、提案事業者の負担となります。

また、調査を実施又は実施しなかったことにより応募者が不利益を被ることがあっても、県、財団は一切責任を負いません。

### (3) その他の条件

#### ア 施設賠償責任保険の加入

提案事業の実施にあたり、事業者が故意又は過失等により県、財団又は第三者に損害を与えた場合は、事業者が賠償責任を負うことになるため、事業者は、施設賠償責任保険に加入するものとします。

#### イ 契約満了時の留意事項

- ・ 県、財団と事業者は、契約期間満了の6ヶ月前までに、定期賃貸借契約の再契約について協議を行うこととします。
- ・ 契約が終了する場合、事業者は県、財団と協議のうえ、財団が承諾した部分を除き契約期間が満了するまでに契約前の状態にしたうえで県に返還することとします。
- ・ 事業者は、原状回復の必要経費並びに有益費の償還等の請求を県や財団に行うことはできません。

#### ウ 事業者の費用負担

次に掲げる費用は、事業者の負担とします。

- ①本物件に係る提案及び契約に要する費用
- ②本物件の引渡し時における不具合個所の修繕に関する費用
- ③本物件の定着物その他引渡し時に存する一切の動産の撤去・廃棄等の費用
- ④事業実施のために必要となる施設整備費用
- ⑤施設の運営期間を通じ、施設運営及び維持管理並びに必要となる修繕費用
- ⑥本物件の返還時に係る原状回復費用

※ただし、県人会の維持管理に必要な費用については、事業者が負担する必要はありません。その他、定めのない事項で、費用負担について疑義の生じるものは、必要に応じて協議のうえ決定するものとする。

### 3.2. その他の配慮事項

#### (1) 公序良俗に反する使用の禁止

本物件については、契約事業者及び本物件の使用を認められた者は、将来にわたって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用すること、並びに周辺住民に著しく不安を与える施設及び周囲に迷惑を及ぼす施設等公序良俗に反する用に使用し、又は使用させてはいけません。

## **(2) 実地調査**

財団は用途指定期間中、必要に応じて随時事業者に対し、本物件等の使用状況等について報告を求め、又は調査することができます。

## **(3) アスベスト等の処置**

アスベスト等法令により処理方法等が規定されているものは、必要に応じて、事業者の責任において適切に処理するものとします。

## **(4) 法令等の遵守**

本物件の整備及び運営にあたっては、関係する法令、条例等を遵守するものとします。

## **(5) 地域の住環境及び環境負荷への配慮**

周辺の安心・安全、街並み等地域の住環境及び環境負荷の低減等に配慮するものとします。

## **(6) 地域活動等への支援**

地域住民への施設開放、防災対策への協力など、地域活動等への支援についての提案があれば、事業計画書に具体的に記入をお願いします。

## **(7) 提案計画の説明会**

契約事業者は、提案計画の内容について、港区赤坂地域において説明会（以下「地域説明会」という。）を開催するものとします。その開催場所、日時等については、財団と事前に協議した上で決定することとします。

なお、地域説明会開催に伴う費用については、契約事業者の負担とします。

## 4. 事業者提案の公募に関する事項

### 4.1. 公募方式

賃貸借契約を希望する事業者からの提案（プロポーザル）を公募します。

### 4.2. 応募資格に関する事項

#### (1) 応募者の構成

- ①応募者は、単独の法人（以下「単独事業者」という。）又は複数の法人によって構成された共同事業者（以下「共同事業者」という。）とします。
- ②共同事業者の構成員は、単独で応募することはできません。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできません。
- ③応募申込受付期間終了後の共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めません。

#### (2) 応募者の資格要件

応募者の資格要件については、以下のすべてを満たすこととします。なお、共同事業者による応募の場合は、すべての構成員が資格要件を満たすこととします。

また、応募者が各資格要件を満たしているか、必要に応じて関係機関に照会する場合があります。

※応募者及びその役員（株式会社にあつては取締役、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者。以下同じ。）が次のいずれの項目にも該当しないこと。

- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後 2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者
- ・地方税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者
- ・応募の時点で県の指名停止期間中でないこと

#### (3) 共同事業者による応募の場合

共同事業者は、代表事業者を定めることとし、代表事業者は構成員との調整を行うとともに、財団との協議において窓口となること。また、契約候補者となった場合には、代表事業者が、財団と締結する貸借契約の相手方となり、提案事業の実施について責任を負うものとします。

#### 4.3.1 公募スケジュール

令和7年(2025年)	8月18日(月)	公募要項の公表
令和7年(2025年)	9月8日(月)	現地説明会の参加申込書の提出期限
令和7年(2025年)	9月8日(月)	応募申込書提出期限
令和7年(2025年)	9月12日(金)	現地説明会
令和7年(2025年)	9月19日(金)	質問受付期限
令和7年(2025年)	9月26日(金)	質問に対する最終回答公表(予定)
令和7年(2025年)	9月29日(月)	提案書類受付開始
令和7年(2025年)	10月3日(金)	提案書類提出期限
令和7年(2025年)	10月9日(木)	選定委員会による選定
令和7年(2025年)	10月下旬	契約候補者の決定

#### 4.3.2 契約候補者決定後のスケジュール(予定)

契約候補者決定後のスケジュールは、以下のとおりです。

※スケジュールは予定のため前後する可能性がある旨ご注意ください。

引渡し時期等は目安であり、時期を確約するものではありません。

スケジュールの変更により発生する費用等の負担は、事業者が負うものとします。

令和7年(2025年)	11月頃	貸借契約の締結 (財団と事業者が協議の上、引渡し)
令和7年(2025年)	12月頃～	地域説明会の開催

#### 4.4 本公募要項の配布

##### (1) 配布方法

一般財団法人富山会館(富山県経営管理部首都圏本部内)にて配布します。また、県ホームページの公募型プロポーザルのページ(以下「県ホームページ」という。)においても、本公募要項の公表を行います。

なお、公募要項の参考資料のうち、【参考資料1】については、紙配布及び県ホームページへの公表は行わず、電子媒体により配布します。配布を希望される場合は、1.3に記載の事務局(以下「事務局」という。)まで電話又は電子メールでご連絡くだ

さい。

**【配布場所】**

一般財団法人富山会館（富山県経営管理部首都圏本部内）

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6-3 都道府県会館13階

T E L : 03-5212-9030

E-mail : toyamakan3@toyamakan.or.jp

**（2）配布期間**

令和7年8月18日（月）から令和7年9月8日（月）まで

※ただし、一般財団法人富山会館（富山県経営管理部首都圏本部内）での配布は、土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、時間については8:30から正午まで及び13:00から17:15までとします。

**4.5. 現地説明会の開催**

**（1）日 時**

令和7年9月12日（金）AM（10:00～）とPM（14:00～）に1回ずつ開催

**（2）集合場所**

富山県赤坂会館正面玄関前集合（申込者に別途案内します。）

**（3）内 容**

現地にて本物件の概要を説明（カメラ等による撮影を認めます。）

**（4）留意事項**

①現地説明会の参加は応募の必要条件ではありませんが、不参加の場合でも、現地説明事項等について全て承知されたものとみなします。

②公募に関する質問については、4.6に示す方法により対応するため、現地説明会においては受け付けません。

**（5）申込受付期限**

令和7年9月8日（月）17:00まで（必着）

**（6）申込方法**

現地説明会参加申込書【様式1】に記入のうえ、事務局まで電子メールにより提出してください。件名は、「現地説明会参加申込書（●●）」（●●は法人名）とし、ファイルを添付して送付してください。（必ず電話で到達確認をお願いします。）

**4.6. 公募に関する質問及び回答**

応募者から、本公募に関する質問を受け付けます。

**（1）質問受付期限**

令和7年9月19日（金）17:00まで（必着）

## (2) 質問受付方法

「質問書」【様式2】に記入の上、事務局まで電子メールにより提出してください。件名は、「質問書(●●)」(●●は法人名)とし、ファイルを添付して送付してください。(必ず電話で到達確認をお願いします。)

## (3) 質問に対する回答の公表

質問に対する回答は、随時、本県ホームページで公表します。最終回答公表日は、令和7年9月26日(金)を予定しています。また、回答の公表をもって、本公募要項の追加、修正及び解釈に関する補足等とします。回答にあたっては、質問を行った法人名等は公表しません。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがあります。

## 4.7. 本公募要項の修正又は内容の追加

本県は、4.6に示す質問への対応等のため、本公募要項の修正又は内容の追加を行うことがあります。この場合は、県ホームページで公表します。

## 4.8. 応募申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、公募要項に規定する条件等を踏まえた上で、以下のとおり申し込んでください。

### (1) 受付期間

令和7年8月18日(月)から令和7年9月8日(月)17:00まで(必着)

### (2) 申込方法

事務局まで電子メールにより提出してください。(必ず電話で到達確認をお願いします。)

### (3) 提出書類

①**応募申込書【様式3-1】**(7.2に示す様式集を参照ください。)

ア 応募申込書

イ 構成員票(共同事業者の場合のみ)

ウ 役員一覧表(応募者及び共同事業者の構成員について別葉にて記載)

②**応募資格がある旨の誓約書【様式3-2】**

### (4) 提出書類に関する留意事項

①**【様式3-1】**については、総ページ数と当該ページ数を各ページの下部中央に記してください。(例: 3/8)

②共同事業者で応募する場合、**【様式3-1】**ウについては、代表事業者及びその他の構成員すべての分を提出してください。

#### 4.9. 提案書類の提出

##### (1) 受付期間

令和7年9月29日(月)から令和7年10月3日(金)17:00まで(必着)

##### (2) 提出方法

以下のとおり、提出書類により異なります。(いずれも受付期間内に必着)

I 提案書・・・ファイル形式はPDFとし、財団が指定するURLからアップロードしてください。なお、アップロード先については、参加申込者に別途連絡します。

II 証明書等・・・郵便書留で事務局まで提出してください。

##### (3) 提出書類

次のものを提出してください。なお、各様式の記載方法、内容等については、7.2に示す様式集を参照してください。

#### I 提案書

##### ① 企画提案書

様式は自由

##### ② 資金計画書【様式4-1】

##### ③ 提案価格調書【様式4-2】

##### ④ 法人概要・事業経歴書【様式5】

##### ⑤ 定款

##### ⑥ 法人の案内書又はこれらに相当する書類(パンフレット可)

##### ⑦ 法人の経営状況を説明する書類等

- ・直近3事業年度の会社法に定める計算書類一式(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)及び附属明細書又はこれらに相当する書類
- ・直近3事業年度の事業報告又はこれらに相当する書類
- ・現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類
- ・有価証券報告書又はこれらに相当する書類

#### II 証明書等

##### ① 法人登記履歴事項全部証明書(発行後3か月以内の原本に限ります)

##### ② 市町村税、県税及び国税を証明する書類等

- ・地方税: 納税証明書(未納の税額がないことの証明。本公募要項の配布開始日以降に本店等所在自治体から交付された原本に限る)
- ・法人税、消費税及び地方消費税: 納税証明書(未納の税額がないことの証明。本公募要項の配布開始日以降に本店等所在税務署で交付された原本に限る)

※納税義務がない場合は、その旨を記載した「納税義務に係る申立書」【様式6】を事務局まで電子メールにより提出してください。件名は、「納税義務に係る申立

書(●●)」(●●は法人名)とし、ファイルを添付して送付してください。(必ず電話で到達確認をお願いします。)

### Ⅲ 提出書類に関する留意事項

- ① 応募者に対して、5.1 に示す選定委員会の判断により、追加資料の提出を求める場合があります。
- ② 提出書類の詳細については、7.2 による様式集を参照してください。
- ③ 【様式4-1】については、それぞれ総ページ数と当該ページ数を各ページの下部中央に記してください。  
(例：3/8)

#### 4.10. その他

##### (1) 応募者の複数提案禁止

応募は、一応募者につき一提案とします。

##### (2) 費用の負担

応募に必要な一切の費用は、応募者の負担とします。

##### (3) 使用言語及び単位

提案に際して使用する言語は日本語、使用する単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨は円を使用してください。

##### (4) 財団が提供する資料等の取扱い

財団が提供する資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

##### (5) 契約条件等

「3. プロポーザルの提案に関する条件」に定める内容のほか、「6. 賃貸借契約に関する事項」の内容にも留意してください。

##### (6) 接触の禁止

応募者は提案に際し、5.1 に示す選定委員会の委員及び事務局に属する職員から、協力、助言等を受けることは一切できません。協力、助言等を受けている事実が認められた場合は、応募資格を喪失する場合があります。

##### (7) 提出書類の取扱い

- ① 提出された提案書類等の著作権は応募者に帰属するものとします。
- ② 提案書類等の内容等については、審査結果の公表において、応募者が特定されない範囲かつ本県が必要と認める範囲で、公表できるものとします。ただし、下記④の内容は除きます。
- ③ 4.9 による契約候補者の提案書類については、本県が必要と認める範囲で契約候補者の同意を要することなく使用できるものとします。ただし、下記

④の内容は除きます。

- ④ 提案書類に関して財団（5.1 に示す選定委員会を含む。）が知り得た事項のうち、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるなどの理由により、秘密を要すると応募者から申出のあった事項については、その内容を他に漏らさないものとします。
- ⑤ 財団は、提案書類の取扱い及び保管にあたっては十分注意しますが、不測の事態により生じた損害等については責任を負いません。
- ⑥ 提案書類の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、応募者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとします。
- ⑦ 提案書類の内容は公にすることにより応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することのないよう慎重に扱うものとし、原則として上記②・③以外はホームページ等での公表はしないものとします。
- ⑧ 提出された書類は一切、返却しません。
- ⑨ 誤字等を除き、提案書類提出後の内容変更及び追加は原則として認めません。ただし、やむを得ない事情があると財団又は 5.1 に示す選定委員会が判断した場合には、内容変更及び追加を認めることがあります。（提案価格調書を除きます。）

#### **（8）応募申込後の辞退**

応募申込後に辞退する場合は、「応募取下届」【様式7】を事務局まで電子メールにより提出してください。件名は、「応募取下届（●●）」（●●は法人名）とし、ファイルを添付して送付してください。（必ず電話で到達確認をお願いします。）

### **5. 契約候補者の決定等に関する事項**

#### **5.1. 選定委員会の設置**

財団は、応募者の応募書類を審査し、優れた提案内容の応募者を選定するため、学識経験者及び富山県職員等により構成される選定委員会を設置します。選定委員会は提案の審査を行い、契約候補者を選定します。なお、選定の結果、「契約候補者なし」とする場合があります。選定委員会の委員名は非公表とします。

#### **5.2. 選定委員会の運営**

選定委員会は、事業者の企業秘密及び知的財産等を保護する観点から非公開とします。また、議事内容も非公開とします。

### 5.3. 資格の喪失

次のいずれかに該当する場合、応募者は、審査を受ける資格、契約候補者となる資格及び賃貸借契約を締結する資格を喪失するものとします。

- ① 4.2(2)の資格要件を満たさなくなった場合
- ② 応募申込書及び提案書類に不備又は虚偽の記載があった場合
- ③ 公正な審査に影響を与える行為があった場合
- ④ 他の応募者の提案を妨害するなど、手続の遂行に支障をきたす行為があった場合
- ⑤ 応募から契約候補者として決定するまでの間に、富山県発注の契約に係る指名停止処分を受けている場合
- ⑥ その他信頼関係を損なった場合

### 5.4. 審査方法

提案の内容について、次の審査項目及び審査方法に基づき審査を行います。なお、本公募要項に規定する条件に合致しない提案又は5.3に示す資格を喪失した者の提案については、審査の対象としません。

また、審査項目のいずれかにおいて、著しく劣り又は不適と判断された提案は、他の内容の如何にかかわらず、失格とすることがあります。

## (1) 審査項目

審査項目		審査の視点	配点
1) 事業の計画性	①事業スケジュール	スケジュールの見積が妥当であるか	20
	②リスク対応	漏れなくリスクを想定しており、また顕在時における対策が具体的に想定されているか	
2) 事業体制	① 事業実施体制	提案内容の実現性を裏付ける応募者の事業実施体制が示されているか	10
	② 事業実績	提案した事業を確実に実施することができる実績等を有しているか	
3) 資金計画	① 資金計画	資金計画の妥当性及び確実性が高いものとなっているか	10
4) 提案価格	① 提案価格	以下の計算式により算定する。(※1) 【提案価格と提案基準価格の差】÷【賃貸借契約のすべての応募者のうち最も高い提案価格と提案基準価格の差】×50	50
5) その他 (周辺との調和等)	① 周辺との調和	地域と良好な関係構築が期待できるか また、周辺環境との調和や景観への配慮が十分になされているか	10
	②県、地域活動等への理解、協力	県、地域活動等への協力について、積極的な提案がなされているか	
合 計			100

(※1)提案価格が提案基準価格を下回る場合、審査の対象としません。

## (2) 審査方法

選定委員会において、各提案について、5.4(1)に示す審査項目に基づき審査を行い、契約候補者を選定します。

### 5.5. 審査結果の通知

契約候補者の決定結果については、各応募者に書面により通知します。なお、結果に関する問い合わせ及び異議については一切受け付けません。

### 5.6. 契約候補者の公表

財団は、契約候補者の決定後、契約候補者を県ホームページで公表します。ただ

し、契約候補者以外の応募者名については公表しません。

## 6. 賃貸借契約に関する事項

### 6.1. 契約の締結

県は契約候補者の決定後、契約候補者との間で必要な交渉等を経た上で、契約候補者から見積書を徴収する随意契約の方法により契約を締結します。

契約候補者には令和7年10月下旬を目途に土地・建物の賃貸借契約（以下「契約」という。）を締結していただきます。契約締結期限は別途通知します。契約に係る一切の費用は、契約候補者の負担とします。なお、契約の締結は、応募申込書（共同事業者の場合は応募申込書及び構成員票）に記載された名義でのみ行うことができるものとしします。

### 6.2. 賃貸借契約に関する特記事項

#### （1）賃貸借料の支払い等

- ① 契約を締結する事業者（以下「契約事業者」という。）は、本契約締結後、契約保証金として月額賃貸借料の6ヶ月分に相当する額を指定する期日までに口座振込により支払うものとしします。

なお、契約保証金は、契約満了後に、債権債務を相殺（未払いの賃貸借料、契約満了日までの損害金等の債務を控除した残金を返金する。）したうえで、無利息で返還します。また、保証金返還請求権の譲渡又は質入れはできません。

- ② 賃貸借料の支払い方法は、原則年払いとしますが、県、財団と契約事業者で協議のうえ決定します。

#### （2）契約の解除

契約事業者が契約に定める義務に違反したときは、県は契約を解除することができるものとしします。

#### （3）危険負担

契約事業者は、この契約締結後から本物件の引渡しの時までの間において、契約事業者の責めに帰する理由により本物件が滅失し、又は損傷したときは、県、財団に対して賃貸借料の減免又は損害賠償の請求若しくは契約の解除をすることができないものとしします。

#### （4）契約不適合責任

契約事業者は、契約締結後、本物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、賃貸借物件の修補、代替物の引渡しもしくは不足分の引渡しによる履行の追完請求、賃貸借料の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとしします。

## 7. その他

### 7.1. その他注意事項

- ① 応募者は、本公募要項に記載された事項について十分に熟知しておいてください。
- ② 富山県の総合計画や統計資料等県政に関する各種資料については、富山県庁ホームページ等に掲載されているので、応募者の責任と負担により積極的に活用してください。
- ③ 契約を締結したことにより、建築確認や各種許認可等の審査が免除されるものではありません。また、提案事業は、契約事業者の責任と負担により実施すべきものであり、行政が建築確認や各種許認可等について特別な計らいをするものではありません。契約事業者において、関係行政機関等に確認の上、建築確認や各種許認可の申請をしてください。
- ④ 契約事業者は自らの責任において、計画や工事の内容などについての住民説明等を必要に応じて適切に行い、円滑な事業の実施に努めてください。また、工事に伴う騒音や振動、施設を建設したこと起因する電波障害や風害等の問題が生じた場合は、契約事業者の責任において適切に対応していただきます。
- ⑤ 本公募要項に定めるもののほか、必要な事項については、財団の指示に従っていただきます。

### 7.2. 様式集

- 【様式1】 現地説明会参加申込書
- 【様式2】 質問書
- 【様式3-1】 応募申込書
- 【様式3-2】 応募資格がある旨の誓約書
- 【様式4-1】 資金計画書
- 【様式4-2】 提案価格調書
- 【様式5】 法人概要・事業経歴書
- 【様式6】 納税義務に係る申立書
- 【様式7】 応募取下届

### 7.3. 参考資料 ※応募者のみにお渡しします。

- 【参考資料1】 各階平面図